

裁判所

歳入歳出外現金出納官吏又は出納員 殿

電子納付利用者登録申請書

保管金の提出に際し、電子納付を利用するため、以下のとおり登録を申請します。

この申請により付与される利用者登録コードを使用して保管金の電子納付を行った場合、当該保管金について還付事由が発生したときは、以下の口座へ振り込んでください。

令和 年 月 日

住 所

氏 名

提出者情報

氏 名 (カ ナ)	
氏 名	
住 所	〒 -
電 話 番 号	

還付先情報

金 融 機 関 名	銀行・金庫・組合 店
預 金 種 別	普 通 ・ 当 座 ・ 別 段 ・ 通 知
口 座 番 号	
口 座 名 義 (カ ナ)	
口 座 名 義	
F A X 番 号	

※ 電子納付とは、保管金をインターネットバンキング、モバイルバンキング及び電子納付対応のATMを用いて納付することです。

事前に利用者登録をしないと保管金の提出に際し、電子納付を利用することは出来ません。

この申請により付与される利用者登録コードは、全ての裁判所において共通して利用でき、利用者登録コードを申立書等に記載若しくは書記官室又は執行官室において口頭で告げるにより電子納付に対応した保管金提出書の交付を受けることができます。ただし、電子納付が可能な保管金の種目には制限がありますので、係書記官等に確認してください。

この申請により付与される利用者登録コードに基づいて電子納付をすると、当該保管金について還付事由が発生した場合に還付先情報欄記載の口座に振込み請求があったものとして扱われます。ただし、保管金を還付できない金融機関がありますので、ご注意ください。

「FAX番号」欄は、裁判所からのファクシミリ送信を希望されない場合には、空欄で差支えありません。

提出者情報に変更が生じた場合は、速やかに変更申請書を提出してください。ただし、還付先情報については変更できませんので、登録の抹消及び新たな登録の申請を行ってください。

登録後、保管金の提出や払渡しが2年間行われない場合は、利用者登録コードが抹消されます。